

## 鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、認可外保育施設及び企業主導型保育施設が行う環境整備を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
  - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年子育て王国課長が別に通知する日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に60日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
  - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人材局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、交付決定前に支出した経費についても対象とする。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
新型コロナウイルス感染症拡大防止事業	認可外保育施設、企業主導型保育施設の設置者	感染防止を目的として購入する消耗品、備品 (例: マスク、消毒液、空気清浄機)	10/10	別途、子育て王国課長が通知する額

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金  
収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増 減	摘 要
県補助金				
市町村補助金				
自己財源				
その他				
計				

支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	増 減	摘 要
消耗品費				
備品購入費				
計				

※必要に応じて区分内容等は修正してください。

様

職 氏 名 印

鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止事業」とし、その内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金交付要綱（令和2年5月19日付第202000044228号子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

番 年 月 日  
年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏 名 印

年度鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった 年度鳥取県保育施設における  
新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金について、鳥取県保育施設における新型コロナウ  
イルス感染症拡大防止事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告しま  
す。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は  
事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(要県補助金返還相当額)

金 円

(注) 別紙を添付すること。

(別紙)

年度鳥取県保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金に係る仕入控除税額

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定（見込）額

円

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分	課税仕入			非課税仕入 使用分	合 計
	課税売上対 応分	非課税売上 対応分	共通対 応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。